を乗じて得た数値以上であること。この場合において、平成19年国土交通省告示第594号第４第３号ロ⑴中「地震時に柱の脚部に生ずる力」とあるのは「地震時に柱の脚部に生ずる力に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた力」とし、同告示第４第４号の表は、Ｋの数値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとし、同告示第４第５号イ中「0.3」とあるのは「0.3に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた数値」とする。

ａ　（略）

ｂ　建築基準法第20条第１項第２号に掲げる建築物以外の評価対象建築物については、次の⑴から⑷までのいずれかに適合していること。

⑴　（略）

⑵　鉄骨造の評価対象建築物にあっては、令第82条の６第２号及び平成19年国土交通省告示第593号第１号イ⑷に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、同号イ⑷中「〇・三」とあるのは「〇・四（水平力を負担する筋かいを設けた階（地階を除く。）を含む評価対象建築物にあっては〇・五）に、評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて得た数値」とし、「確かめられたもの」とあるのは「確かめられたこと」とし、「地震力によって当該柱に生ずる力」とあるのは「地震力によって当該柱に生ずる力に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた力」とする。

⑶・⑷　（略）

ｃ　（略）

②・③　（略）

ハ～チ　（略）

リ　木質接着パネル工法の評価対象建築物における基準

木質接着パネル工法（木質接着複合パネル（平成12年建設省告示第1446号第１第13号に規定する木質接着複合パネルをいう。以下同じ。）を水平力及び鉛直力を負担する壁として設ける工法をいう。以下同じ。）の評価対象建築物については、次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

①　次のａ又はｂのいずれか（地階を除く階数が３以上の評価対象建築物、延べ面積が300㎡を超える評価対象建築物又は高さが16ｍを超える評価対象建築物にあっては、ａに限る。）に適合していること。

ａ・ｂ　（略）

②・③　（略）

⑷　（略）

１－２～１－７　（略）

２　（略）

３　劣化の軽減に関すること

３－１　劣化対策等級（構造躯体等）

⑴・⑵　（略）

を乗じて得た数値以上であること。この場合において、平成19年国土交通省告示第594号第４第３号ロ⑴中「地震時に柱の脚部に生ずる力」とあるのは「地震時に柱の脚部に生ずる力に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた力」とし、同告示第４第４号の表は、Ｋの数値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとし、同告示第４第５号イ中「0.3」とあるのは「0.3に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた数値」とする。

ａ　（略）

ｂ　建築基準法第20条第１項第２号に掲げる建築物以外の評価対象建築物については、次の⑴から⑷までのいずれかに適合していること。

⑴　（略）

⑵　鉄骨造の評価対象建築物にあっては、令第82条の６第２号及び平成19年国土交通省告示第593号第１号イ⑶に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、同号イ⑶中「〇・三」とあるのは「〇・四（水平力を負担する筋かいを設けた階（地階を除く。）を含む評価対象建築物にあっては〇・五）に、評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて得た数値」とし、「確かめられたもの」とあるのは「確かめられたこと」とし、「地震力によって当該柱に生ずる力」とあるのは「地震力によって当該柱に生ずる力に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた力」とする。

⑶・⑷　（略）

ｃ　（略）

②・③　（略）

ハ～チ　（略）

リ　木質接着パネル工法の評価対象建築物における基準

木質接着パネル工法（木質接着複合パネル（平成12年建設省告示第1446号第１第13号に規定する木質接着複合パネルをいう。以下同じ。）を水平力及び鉛直力を負担する壁として設ける工法をいう。以下同じ。）の評価対象建築物については、次の①から③まで（等級１への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

①　次のａ又はｂのいずれか（地階を除く階数が２以上の評価対象建築物、延べ面積が300㎡を超える評価対象建築物又は高さが16ｍを超える評価対象建築物にあっては、ａに限る。）に適合していること。

ａ・ｂ　（略）

②・③　（略）

⑷　（略）

１－２～１－７　（略）

２　（略）

３　劣化の軽減に関すること

３－１　劣化対策等級（構造躯体等）

⑴・⑵　（略）